

報告第1号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定

平成24年6月7日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

三田市長 竹内英昭

（専決処分すべき事項）

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 25 号

三田市市税条例の一部を改正する条例

三田市市税条例(昭和 32 年三田町条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

付則第 10 条の 2 第 8 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同条第 9 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 10 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同条を付則第 10 条の 3 とし、付則第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(法附則第 15 条第 2 項第 6 号及び第 10 項の条例で定める割合)

第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する市の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

2 法附則第 15 条第 10 項に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

付則第 11 条の見出し中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 6 号中「附則第 18 条第 7 項」を「附則第 18 条第 6 項」に、「附則第 19 条の 4 第 5 項」を「附則第 19 条の 4 第 3 項」に改める。

付則第 11 条の 2 の見出しを「(平成 25 年度又は平成 26 年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第 1 項中「平成 22 年度分」を「平成 25 年度分」に、「平成 23 年度分」を「平成 26 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 22 年度適用土地」を「平成 25 年度適用土地」に、「平成 22 年度類似適用土地」を「平成 25 年度類似適用土地」に、「平成 23 年度分」を「平成 26 年度分」に改める。

付則第 12 条の見出し及び同条第 1 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 2 項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、「住宅用地にあつては 10 分の 8、商業地等にあつては」を削り、同条第 3 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を同条第 5 項とする。

付則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」に、「平成21年度分から平成23年度分まで」を「平成24年度分から平成26年度分まで」に改める。

付則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

付則第13条の3第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

付則第14条中「、第13条の2又は第13条の3」を「又は第13条の2」に、「、第13条又は第13条の3」を「又は第13条」に、「（付則第13条の3）」を「（同条第2項）」に改める。

付則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

付則第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物

館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

付則第23条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の三田市市税条例（以下「新条例」という。）付則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（第4項及

び第5項において「平成24年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(次項において「新法」という。)附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例付則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 この条例による改正前の三田市市税条例(以下この項において「旧条例」という。)付則第12条第2項及び第4項並びに第13条の3第2項及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第10条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------------|-----------------------|------------------|
| 旧条例付則第12条第2項 | 前項 | 付則第12条第1項 |
| | 平成21年度から平成23年度までの各年度分 | 平成24年度分及び平成25年度分 |
| | 10分の8 | 10分の9 |
| 旧条例付則第12条第4項 | 0.8 | 0.9 |
| | 平成21年度から平成23年度までの各年度分 | 平成24年度分及び平成25年度分 |
| | 第1項 | 付則第12条第1項 |
| 旧条例付則第13条の3第2項 | 前項 | 付則第13条の3第1項 |
| | 平成21年度から平成23年度までの各年度分 | 平成24年度分及び平成25年度分 |
| | 10分の8 | 10分の9 |
| 旧条例付則第13条の3第4項 | 0.8 | 0.9 |
| | 平成21年度から平成23年度までの各年度分 | 平成24年度分及び平成25年度分 |
| | 第1項 | 付則第13条の3第1項 |

5 平成24年改正法附則第10条第1項及び前項の場合における新条例の規定

(固定資産税に関する部分に限る。)の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----------|-----------|--|
| 付則第14条 | 又は第13条の2 | 若しくは第13条の2又は三田市市税条例の一部を改正する条例(平成24年三田市条例第25号。以下「平成24年改正条例」という。)付則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の三田市市税条例(以下「平成24年改正前の条例」という。)付則第12条第2項若しくは第4項 |
| | 又は第13条の規定 | 若しくは第13条又は平成24年改正条例付則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例付則第12条第2項若しくは第4項の規定 |
| 付則第15条第1項 | から第5項まで | から第5項まで又は平成24年改正条例付則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例付則第12条第2項若しくは第4項 |